令和８年（フ）第４１７０号
大阪市浪速区下寺３丁目19番７―507号
債務者　作田　孝司
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９３号
大阪市東淀川区下新庄４丁目９番23号　ＯＲＧＥＡＳＴ１　402号
債務者　興津　耕一（旧姓窪）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０５号
大阪市淀川区野中南１丁目６番12―212号、前住所大阪市東淀川区東中島３丁目８番17―804号
債務者　新庄　実咲
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７５号
大阪市福島区玉川１丁目５番４―402号
債務者　二宮　郁奈
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７９号
大阪市此花区高見１丁目４番52―601号
債務者　西川　一也
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３７６号
大阪市東住吉区鷹合２丁目１番25―318号
債務者　月岡　清一
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９０号
大阪市北区中津２丁目７番５―402号
債務者　東阪　定吉
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目33番地の６　東園田マンション　403
債務者　上野　　哲（補助人　南　　茜）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３９号
兵庫県宍粟市山崎町上牧谷802番地１
債務者　三井由美子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２４９号
徳島県徳島市津田町三丁目５番38号
債務者　張　　義典
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３２１号
東京都国分寺市南町一丁目12番26号南町ハイツ201
債務者　中野　響介
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４１号
東京都八王子市松木35番地２アベニール101号
債務者　小瀬　　功
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２３９号
沖縄県沖縄市照屋１丁目20番12号
債務者　島袋　幸菜
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１０９９号
千葉県船橋市東船橋３丁目27番20―306号
債務者　吉田　祐希（旧姓　清水）
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４４号
千葉県船橋市南本町30番11号　ひまわり荘102号
債務者　相澤　理恵
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４９号
千葉県市原市八幡1978番地２　新八幡ハイツ209
債務者　大久保人志
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係